庶務

公金横領等の事件について

Q

次の9点について伺う。

1　不祥事防止対策と意識向上の取り組みについて

2　なぜ、コンプライアンスが徹底できないのか

3　出張尋問による真相究明について

4　出張所長の交際費の実態と地域の親睦について

5　人事異動後の事務引継ぎの不徹底に起因する不祥事の責任について

6　退職者に自主返納を求めた結果と求めた理由と根拠について

7　収賄事件後の対応や徹底事項の認識と具体化の行動と結果について

8　不納欠損処理に係る瑕疵

9　組織の制度疲労の顕在化が著しい現状をどう捉え、真の改革へ結びつけるか

A

1点目について、まず、不祥事防止対策は、議会の「箱根町職員の倫理等に関する特別委員会」での意見等を踏まえ、「仮称箱根町職員不祥事防止条例」の制定準備をしている。また、町内部に調査委員会を設置し、不祥事の原因解明や再発防止の具体策、完全履行の方策など、検討をしていきたい。

次に、意識向上の取り組みについては、収賄事件の反省を踏まえ、複数職員による対応の指示をしたが、結果的には徹底ができなかった。

2点目について、書面による通知や職員研修の開催などを通し、職員への啓発に努めたが、内容が不十分であった。

今後は、職員一人ひとりが自戒の念を持ち、コンプライアンスの重要性を認識し、横領ができない仕組みや職場の環境づくりに努めていきたい。

3点目について、前宮城野出張所長は、事情聴取をしたが、深層心理は明らかにできなかった。また、前上下水道温泉課長は、連絡がつかない状況となり、本人に直接確認することができなかった。

4点目について、地域行事等へのご祝儀、忘年会、新年会などへ参加する経費は、所長自身が負担しており、年額2～5万円ほどで、地域の親睦については、年末年始や役員交代の際の懇親が主である。

5点目について、事務処理の基本を再認識させることにより、事務引継ぎを含め事務処理の徹底を図り、再発を防止することで責任を具体化したものとご理解いただきたい。

6点目について、前総務部長及び前町民課長には、その管理・監督下にあった時に不祥事が起きたことから、事件の内容を説明し、寄付という形で自主返納をお願いした。

7点目について、汚職防止に関するビデオの上映や研修を実施し、また、複数の職員での立ち会いなど再発防止の決め事を定め、職員に徹底したが、認識のさせ方や職員の受け止め方が不十分であった。

8点目について、法の定めに従い事務処理をしているので、制度を悪用した処理など、いわゆる「瑕疵」はないものと理解しているので、再調査をする考えはないものである。

9点目について、各課に「風通しの良い職場とするには」という宿題を出し、48項目の報告がされたので、この結果を参考に、より良い職場づくりをしていきたい。

保険年金

後期高齢者医療制度について

Q

平成20年4月から実施予定となっており、国民の批判の前に一部凍結が言われているが、町長はこの制度の撤回を国に働きかけることについて伺う。

A

国においては、高齢者医療の負担のあり方が検討され、後期高齢者医療制度の創設で、新たな保険料負担が生じる被用者保険の被扶養者だった者への対応について、制度が発足する平成20年4月から半年間、保険料負担を全額凍結し、さらに同年10月から翌年3月までの半年間の保険料を9割軽減するなどの方向性が示され、また、低所得者世帯に属する方には、被保険者均等割を軽減する措置が導入されるなど、一定の配慮がされている。

本制度が実際に始まらないとすべての対象者に満足のいく誰もが喜んでいただける制度になるのか不透明なところもあるが、現時点では高齢者にとって、大変困る制度ではないと思っている。

したがって、制度の撤回の働きかけはしないが、町村会を通して、後期高齢者医療連合の運営に十分な支援を行い、財政リスクの軽減に万全を期すよう「県の施策・予算に関する要望」をしており、また、神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県の各後期高齢者医療広域連合長より、舛添厚生労働大臣へ医療費抑制や介護予防の観点から非常に重要である広域連合が実施保健事業について財政支援を行うこと、また、この新たな後期高齢者医療制度が混乱や誤解を招くことがなく理解されるよう、国を挙げて制度の意義を含めた周知を行うよう要望している。